

プロミスをご利用のお客様、プロミスにお申込のお客様へ

消費者信用団体生命保険の終了について

プロミス株式会社は、平成5年以降、お客様がご不幸にもお亡くなりになられた場合のご遺族のご負担をなくすことを目的に、当社の費用負担をもって、当社を保険契約者および保険受取人とし、当社のお客様を被保険者、およびお客様の債務元本額を受取保険金額として「消費者信用団体生命保険」（以下、団信）に加入し、お客様にご利用いただいております。

しかしながら、制度導入から13年以上経過し、お客様の価値観が多様化する中でのお客様の団信加入要否に対する考え方や、サービスご提供の費用負担等の運用面での観点も含めて検討を行った結果、一律の団信加入よりも、お客様が亡くなられた場合は、その時点で個別にご対応させていただく方が、お客様およびご遺族の方のご理解が得られる、との判断に至りました。

つきましては、平成18年9月30日付で団信を解約し、同年10月1日以降、新規加入手続きの取り扱いを中止致します。

また、これに伴い、会員規約および契約規定に定める団信にかかわる条項を削除しますので、お知らせ致します。

10月1日以降に死亡されたお客様の債権への対応

お客様およびご遺族の方の状況を十分に考慮し、適法に対応させていただきます。

会員規約および契約規定の改訂について

会員規約および契約規定の改訂は、平成18年10月1日より適用しますが、書類の差替えの都合により、10月1日以降も改訂前の書類が交付されることがあります。当該のお客様に対し、10月1日以降に適用される会員規約は、お申込みページに記載されています。